

⑥

令和3年9月24日招集

# 埼玉県議会定例会議案

# 目

# 次

	頁
第 1 2 2 号議案 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
第 1 2 3 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....	2
第 1 2 4 号議案 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 .....	4

第二百二十二号議案

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和四年四月一日から施行する。

令和三年十月六日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

知事等の特別職の期末手当の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第二百二十三号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第七条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条及び第八条」を「第八条及び第九条」に改める。  
第二条第三項中「及び次項」の下に「、第七条」を加える。

第九条を第十条とする。

第八条中「前六条」を「前七条」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（期末手当の支給の特例）

第七条 第二条第八項及び第六条第四項の規定により支給する期末手当の額は、給与条例第十九条第一項に規定する基準日の属する年度の四月一日において施行されている同条第二項に規定する方法により算出した額とする。

#### 附 則

この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条の規定は公布の日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和四年四月一日から施行する。

令和三年十月六日提出

埼玉県知事 大野元裕

#### 提 案 理 由

令和三年九月九日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての勧告を踏まえ、職員の期末手当を改定等したいので、この案を提出するものである。

## 第二百二十四号議案

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」を「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第三条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「別表」を「第五条及び別表」に改める。

第八条を第九条とする。

第七条中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(期末手当の支給の特例)

第五条 第三条第八項の規定により支給する期末手当の額は、学校職員給与条例第十二条の二第一項に規定する基準日の属する年度の四月一日において施行されている同条第二項に規定する方法により算出した額とする。

附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

令和三年十月六日提出

埼玉県知事 大野元裕

## 提 案 理 由

令和三年九月九日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の期末手当を改定等したので、この案を提出するものである。